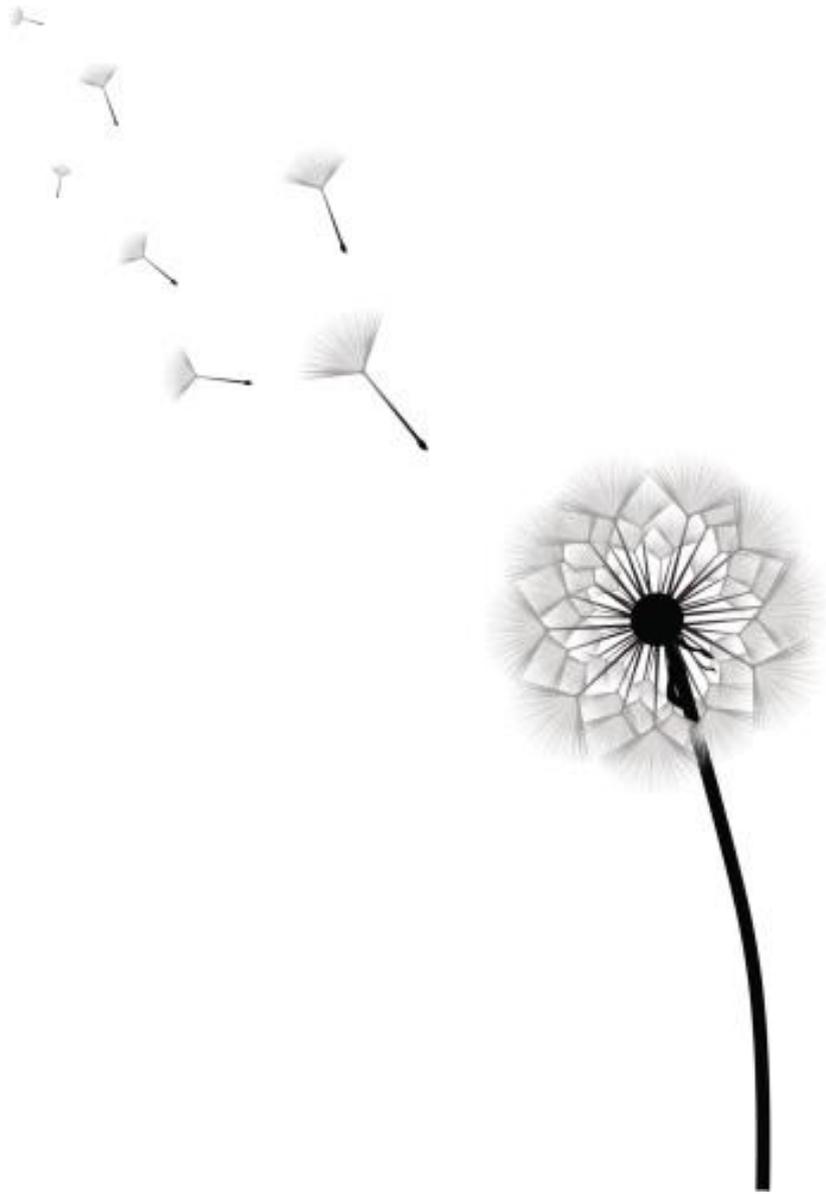


# 児童の福祉サービスのご案内



上小圏域障害者自立支援協議会 療育・発達専門部会（上田市・東御市・長和町・青木村）

## 相談窓口一覧

	市町村	所 属 (名称)	電 話
行政 窓 口	上田市	上田市役所 障がい者支援課	0268-23-5158 (直)
		丸子地域自治センター 市民サービス課	0268-42-1118 (直)
		真田地域自治センター 市民サービス課	0268-72-2203 (直)
		武石地域自治センター 市民サービス課	0268-85-2068 (直)
	東御市	東御市役所 子どもサポートセンター	0268-71-0450 (代)
	長和町	長和町役場 町民福祉課 福祉係	0268-68-3111 (代)
	青木村	青木村役場 住民福祉課 住民福祉係	0268-49-0111 (代)
相談機関	上小圏域基幹相談支援センター (ウイング)	0268-28-5522	

## I. 児童の福祉サービスについて（上小圏域）

福祉サービスは、お子様本人が力をつけるために、効果的な支援となるように計画的に実施することを目的としています。

### 福祉サービスとは・・・

サービスは「力」をつけるための支援です。「力」とは、表現したい・伝えたいことを伝えることができ、友達と関係が築けたり、本人が安定していただけることや、生活に必要な動作が自分で出来るようになったりすることを想定します。

### 福祉サービスの利用では難しいこと

- ・ お子様の気持ちに寄り添っていない、またはお子様が希望していない支援。
- ・ 「力」をつけるための目標や計画がない、または不明確な支援。
- ・ ご家族だけで過ごす時間や学校の授業中の時間に支援をすること。
- ・ 長時間(1日8時間を超えるサービス)及び頻度が高い支援、お子様に著しい疲労やストレスの負荷が想定される支援。
- ・ 低年齢のお子様に夜間(18:00以降)のサービスを提供すること。
- ・ ご家族の役目を代替すること。
- ・ 家庭教師、習い事の先生等。
- ・ 保育園や学校、病院への車での送迎。

以上を踏まえ支援会議等の中でサービス利用の目標や計画などの調整・確認を行います。

## II. 福祉サービスの利用までの手順

<p>01 相 談</p>	<p>福祉サービスについて知りたいことやお困りごとは、お住まいの市町村の相談窓口または上小圏域基幹相談支援センターへご相談ください。 必要に応じて、お子様の通う学校・保育園等へ様子をお聞きすることがあります。</p>
<p>02 事業所の 見学</p>	<p>ご相談の内容に応じて、事業所の見学をします。 見学をする事業所との連絡調整は、お住まいの市町村の相談窓口または上小圏域基幹相談支援センター、相談支援事業所の相談支援専門員が行います。</p>
<p>03 申請手続き</p>	<p>福祉サービスをご利用する場合、お住まいの市町村にて利用(支給)決定が必要です。 申請手続きは、お住まいの市町村の相談窓口にて行います。</p>
<p>04 利用計画の 作成</p>	<p>福祉サービスを利用する場合、「サービス等利用計画（プラン）」の作成が必要になります。 「サービス等利用計画」は、相談支援専門員がお子様の様子をお聞きして作成します。</p>
<p>05 受給者証の 発行</p>	<p>利用（支給）決定された福祉サービスの種類・利用する期間や量、利用者の負担などが記された福祉サービスの「受給者証」が、お住まいの市町村からご家庭に郵送されます。</p>
<p>06 契 約</p>	<p>「受給者証」がご自宅に届きましたら、利用をする事業所へ提出し、事業所との契約を行ってください。</p>
<p>07 福祉サービス 利用の開始</p>	<p>事業所との契約に基づき、福祉サービスの利用が開始となります。 利用にあたり、学校などで支援会議を行う場合があります。</p>

### Ⅲ. 福祉サービス利用上の注意

- ・福祉サービス利用の際は、『受給者証』などに記載されている内容を必ずご確認ください。
- ・緊急の場合、できる限りご相談に応じて調整をいたしますが、ご希望のサービスや福祉サービス提供事業所のご利用ができないこともあります。あらかじめご了承ください。

#### ◇福祉サービスの内容や利用の頻度（支給量）の変更をしたい場合について

新たに別の福祉サービスをご利用したい時や、ご利用中の福祉サービスの支給量を増やしたいときは、事前に手続きが必要です。

支給にあたり原則として、家族、学校、福祉サービス提供事業所、上小圏域基幹相談支援センター、行政関係者等で支援会議をもち、サービス利用の目的や計画などの調整・確認が必要になります。

#### ◇サービスの更新について

支給期間終了後も引き続きサービス利用を希望される方は、更新の手続きが必要になります。更新時期になりましたら、市町村からご案内します。

◇医療的ケアが必要なお子さんの福祉サービス利用等についてのご相談、お問い合わせは、受診されている病院の地域連携室またはお住まいの市町村の相談窓口、上小圏域障害者総合支援センターにご連絡ください。詳しい福祉サービス等の内容は、『おうち生活応援パンフレット』をご覧ください。



#### IV. サービス利用に係る負担額について

- ・サービスの利用実績に応じて、利用者負担額を事業者・施設にお支払いください。
- ・利用者負担額は、受給者証に記載されている「利用者負担上限月額」または「利用者負担」が1ヶ月に負担する上限額となります。
- ・利用者負担上限額及び利用者負担は、世帯の市民税所得割額により設定されています。なお、世帯の年間収入の増減、関係法令の改正等により、利用者負担上限額及び利用者負担が増減する場合がありますのでご承知おきください。

	市民税課税世帯合計 (所得割)が 28 万円未満	市民税課税世帯合計 (所得割)が 28 万円以上
児童福祉法のサービス ・放課後等デイサービス ・児童発達支援 ・保育所等訪問支援	<b>利用実績の 10%</b> 月額上限 4,600 円	<b>利用実績の 10%</b> 月額上限 37,200 円
障害者総合支援法のサービス ・居宅介護 ・行動援護 ・短期入所		
地域生活支援 ・日中一時 ・移動支援	<b>利用実績の 5%</b>	
タイムケア	事業所の契約に基づき負担額を定めています。	

※ 生活保護世帯・市民税非課税世帯は 0 円、タイムケアは有料です。

2023 年改定